

令和5年度 第3回山北町農業委員会総会 会議録						
召 集 年 月 日	令和5年6月26日(月)					
召 集 場 所	山北町役場防災対策室					
開・閉会日時	開会	令和5年6月26日 午前9時30分				
	閉会	令和5年6月26日 午後12時00分				
応(不応) 招委員 及び出席並びに欠席委員 出 席 9名 欠 席 2名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別			
	1番	杉山 照枝	△			
	2番	二宮 康晃	○			
	3番	磯崎 加代子	○			
	4番	細谷 晋之	○			
	5番	三尋木 重夫	○			
	6番	高杉 光男	○			
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○			
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○			
	推進委員 岸地区	田渕 康男	○			
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	△			
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○			
会議録署名委員	5番	三尋木 重夫	2番	二宮慶晃		
出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、中村、瀬戸			
会議に付した案件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

山北町農業委員会第3回総会会議録

令和5年6月26日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

事務局 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中5名が参加しているため、開催の要件を満たしています。それではよろしくお願ひします。議案6号農業経営基盤許可法に基づく農地利用集積計画の承認については、会長が議案に関係しており、農業委員会法第31条の議事参与の制限により、「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」とありますのでその間会長には一時退席していただきます。退席中の進行については磯崎職務代理にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。(会長が退席し、磯崎職務代理が議長を務める。)

議長 : それでは議案6号農業経営基盤許可法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局から説明願います。

事務局 : 申請地は [REDACTED] の [REDACTED] m²です。利用権を移転する者は [REDACTED] 、利用権の移転を受けるものは [REDACTED] です。2ページから6ページが申請書です。それでは3ページをご覧ください。今回、賃借権を3年間設定し、青パパイヤを栽培する計画です。

6ページをご覧ください。[REDACTED] は年間の農業従事日数が210日と要件を満たしております。構成員も4名と農業従事者と農業補助者にそれぞれ若い方がいることや各種大型農機具を所有しているため問題はないと思います。

7、8ページが位置図と拡大図です。[REDACTED] から [REDACTED] に向かう途中に申請地があります。9ページが公図兼写真方向図です。

10、11ページが田渕推進委員に現地確認していただいた時の写真です。申請地は平坦で水路もあるため耕作はしやすい場所だと思います。以上です。

議長 : 現地を確認した田渕推進委員からなにかありますか。

田渕推進委員 : 事務局の説明したとおりです。

議長 : 何か意見はありますか。

瀬戸推進委員 : 青パパイヤを選んだ理由は何ですか。

事務局 : 新規作物の栽培にチャレンジしてみるということで選んだと聞いています。

議長 : その他特に意見がなければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案6号は承認されました。(議長が会長に戻る。) 続きまして、議案7号の説明を事務局から説明願います。

事務局 : 17ページをご覧ください。議案7号農地法3条の規定による許可申請について説明します。申請地は [REDACTED] の [REDACTED] m²です。譲渡人は [REDACTED] 、譲受人は [REDACTED] です。

13ページから21ページが申請書です。それでは21ページをご覧ください。今回、所有権を移転します。対価は [REDACTED] です。こちらは農地としては高額

になっている理由としまして、議案8号の農地法5条申請の土地と合わせて ■■■■■で購入するためです。

16ページをご覧ください。対象地で露地野菜の栽培する予定のことです。現在の住まいから車で25分かかります。しかし隣に自己住宅を建築するため問題がないと思われます。

17ページをご覧ください。譲受人の農作業従事日数は150日と要件をみたしています。職業が画家のため時間にゆとりがあるとのことです。農業は■■■■■にて6年ほど農作業を行っています。

22ページが全部事項証明書です。

28、29ページが位置図です。県道を■■■■■に進んでいく途中の■■■■■周辺に対象地があります。

24ページが公図です。26ページが写真方向図です。

27、28ページが杉本推進委員に現地確認していただいた時の写真です。対象地には伐採木が置かれていますが譲受人の夫が林業に従事しているため処理については問題がないことと思われます。土地としては平坦で陽当たりがいいため耕作しやすいと思われます。補足になりますが、こちらの3条は下限面積要件が撤廃されてから初めての議案となります。大型農機具の保有状況等を見てご審議していくことがポイントとなります。以上です。

議長 : 何か質問等はありますか。

瀬戸推進委員 : 場所は新東名高速道路よりも北側になりますか。

事務局 : もっと北側になります。

瀬戸推進委員 : ■■■■■付近か。

事務局 : ■■■■■よりも奥に進んだ人遠橋付近になります。

議長 : 他に何か意見はありますか。特に意見等なければ、議案8号の説明を聞いた後で判断することにしましょう。続きまして議案8号の説明を事務局から説明願います。

事務局 : 29ページをご覧ください。議案第8号農地法5条第1項の規定による許可申請について説明します。

申請地は、■■■■■の■■■■■m²です。■■■■■から■■■■■

■■■■■へ所有権を移転します。転用目的は自己住宅の建築です。

30ページが申請書です。許可後から2025年12月末まで工事を行います。セルフビルディングのため2年以上かかる見込みとなっています。

31ページが全部事項証明書です。

32、33ページが位置図です。先ほどの農地法3条申請地の隣にあります。

34ページが公図です。35ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

36ページから38ページが杉本推進委員に確認していただいた時の写真です。農地として使用されていないことを確認しました。38ページの伐採木は製材して自己住宅建築の際に使用することです。以上です。

議長 : 何か質問等はありますか。

瀬戸推進委員 : 下水はどのように処理するのか。

- 事務局 : 合併浄化槽で処理すると聞いています。上水につきましては沢から取水することで地権者からの承諾を得ています。
- 議長 : 周囲の農地は議案 7 号の農地のことか。
- 事務局 : そうです。
- 議長 : それ以外には農地はないということでいいのか。
- 事務局 : はい。そのとおりです。
- 議長 : その他何か意見はありますか。特になければ、第 7、第 8 号議案の採決を行います。承認の方は挙手を願います。全員挙手よって議案第 7 号と議案第 8 号は承認されました。続きまして議案第 9 号の説明を事務局から説明願います。
- 事務局 : 39 ページをご覧ください。議案第 9 号農地法 5 条申請第 1 項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] m² です。[REDACTED] から [REDACTED] に所有権を移転します。転用目的は資材置場で、転用理由は事業拡大する際に資材置き場が必要になったためです。
- 40 ページが申請書です。令和 5 年 8 月 15 日から令和 5 年 9 月 14 日まで工事を行います。
- 41 ページから 45 ページが全部事項証明書です。
- 46、47 ページが位置図と拡大図です。[REDACTED] のとおりに申請地があります。
- 48 ページが公図です。49 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。鉄パイプやベニヤ板を置く計画となっております。敷地内は一部 50 cm 盛り土をし、その上から砂利を 10 cm 敷きます。工事期間中は交通整備員を置くと聞いています。
- 50 ページから 53 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。一部柑橘類が植えられていますが全体的に管理が行き届いていない状況です。52 ページ下段の写真の箇所が盛り土をする場所になります。以上です。
- 遠藤推進委員 : 工事が始まってしまうと奥にある住民の出入りが出来なくなることや、業者が周りを買い占めてしまうとここに住んでいる住民の居場所がなくなってしまうのはと懸念しています。
- 議長 : 何か質問のある方はいますか。遠藤推進委員からの懸念事項については、事務局は何か聞いていますか。
- 事務局 : 工事期間中の出入り口に関しましては、敷地内通路という形で住民が出来るよう配慮されています。また現住民が移住されるかどうかについてですが、しばらくは現在のまま貸出すると聞いております。
- 議長 : 何年か先には移住することを承知しているのか。
- 事務局 : 業者から移住について説明しており、了承を得ていると聞いております。
- 議長 : 他に何か意見はありますか。特になれば採決を行います。承認の方は挙手を願います。全員挙手よって議案 9 号は承認されました。続きまして議案 10 号の説明を事務局から説明願います。
- 事務局 : 54 ページをご覧ください。議案第 10 号農地法 5 条申請第 1 項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] m² です。[REDACTED] から [REDACTED] に所有権を移転します。転用目的は敷地拡張で、

隣接する住宅の方もこのことについて了承しています。

55 ページが申請書です。令和 5 年 8 月 15 日から令和 5 年 9 月 14 日まで工事を行います。

56、57 ページが全部事項証明書です。

58、59 ページが位置図と拡大図です。[REDACTED] に申請地があります。

60 ページが公図です。61 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。現在植えているみかんの木を伐採、伐根した後に庭木を植える予定です。

62、63 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。柑橘の木が植えられていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何か意見はありますか。

遠藤推進委員 : こちらの柑橘の木は成長しているのでそのまま育ててほしい気持ちはありますが、現地権者が農業をやらないのであれば仕方がないと思います。

議長 : 何か意見はありますか。

瀬戸推進委員 : 隣地とはどこのことか。

事務局 : 向原 1649-2 の宅地です。現住民が庭として利用とすると業者から聞いています。

議長 : 特に意見がなければ第 10 号議案の採決を行います。承認の方は挙手を願います。全員挙手よって議案第 10 号は承認されました。続きまして非農地証明について事務局から説明願います。

事務局 : 64 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請者は [REDACTED] です。対象地は [REDACTED] の [REDACTED] m² です。

65 ページが全部事項証明書です。

66、67 ページが位置図、拡大図です。地図上で [REDACTED] に対象地があります。

68 ページが公図兼写真方向図です。

69 ページから 71 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。全体的に砂利で転圧されていることを確認しました。こちらは昭和 50 年代まで鶏舎として使用されていることを過去の航空写真から確認しました。3 月に許可願を受理し 5 月 22 日に証明した理由については、4 月の現地確認後に、[REDACTED]

[REDACTED] から産廃が置かれていた場所に非農地証明を出しして問題ないのか聞かれており、[REDACTED] への確認に時間を要したためです。見解としては、過去の航空写真で鶏舎と確認したときから非農地だと考えることが必要で、産廃については別の問題とのこと。非農地証明を農業委員会が証明しない場合、申請者が法務局に地目変更申請をすることになり、登記官照会の結果、非農地判断となるとのことでした。産廃の件につきましては環境課が対応しております。以上です。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 7 月 25 日 9 時 30 分からということでおろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(12:00)